

埼労基発第31号の3
平成25年3月29日

社団法人熊谷地区労働基準協会長 殿

埼玉労働局労働基準部長



第一種圧力容器に係る労働災害防止対策の徹底について

平素労働基準行政の推進にご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、埼玉県内においてはここ数年ボイラー及び圧力容器に係る労働災害は発生していませんが、平成24年9月12日第一種圧力容器の1.5トン以上もある蓋が100メートルほど飛散した事故が発生しました。幸いにも負傷者はいませんでしたが一つ間違えば付近住民も巻き添えにする大事故なる可能性もありました。

つきましては、ボイラー及び圧力容器に係る爆発・破裂災害を防止するため下記の事項について、会員各位に周知されますようお願いします。

記

- 1 蓋を閉める作業はボルトを確実に締め、クラッチ式ドアや放射棒式ドアは正しい位置まで爪が掛かっているか爪の掛け具合を確認してから起動スイッチを投入すること。
- 2 定期自主検査でボイラー及び圧力容器安全規則第32条、第67条、第88条及び第94条で定める事項の他稼動部分の摩耗状況等を確認し、異常が認められた場合は補修をすること。
- 3 電気系統、その他に異常が認められた場合は直ちに補修をすること。
- 4 蓋板のロック機構は爪が正しい位置まで重なったらピンを入れる等機構の本質安全化を図ること。
- 5 蓋の急速開閉装置等に使用するリミットスイッチの構造等は平成10年7月28日基発第464号「工作機械等の制御機構のフェールセーフ化に関するガイドラインの策定について」を参考にフェールセーフ化を図ること。

参照ホームページ

(http://wwwhourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=tsuchi&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=7979)

- 6 性能検査において稼動部分の摩耗状況を確認し、異常が認められたら補修の指導をすること。
- 7 ボイラ及び圧力容器の爆発、破裂災害防止のためのリスクアセスメントを行うこと。